第十六条　保護措置

1　第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者又は前条の規定に従って請求国に身柄を移された者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁、訴追、処罰又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。ただし、当該者が別段の同意を与え、かつ、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

2(1)　第十四条の規定に従って請求国の関係当局に出頭が求められている者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。

(a)　当該者が自らの出頭が必要でなくなった旨を関係当局によって書面により通知された後連続する十五日が経過した時

(b)　当該者が請求国から離れた後、任意に請求国に戻った場合にあってはその時

(c)　当該者が出頭期日に関係当局に出頭しなかった場合（やむを得ない事情によるときを除く。）にあってはその時

(2)　請求国の中央当局は、(1)(a)の通知が行われた場合又は保護措置が(1)(b)若しくは(c)の規定に従って終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。

3　前条の規定に従って請求国に身柄を移された者に対し1の規定に従って与えられる保護措置は、当該者が被請求国に送還されたときに終了する。

4　第十四条の規定の下で請求国の関係当局に出頭しない者又は前条の規定の下で請求国への身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関連する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条　犯罪の収益又は道具

被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれらに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

第十八条　文書の送達

1　被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施する。

2　共助の請求が請求国の関係当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも九十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。被請求国の中央当局は、第五条6の規定に従ってこのような共助の実施の結果を通報するに当たり、請求国の中央当局に対し、送達が実施されたこと並びに送達が実施された日付、場所及び方法を書面により通報する。

3　この条の規定に従って送達された裁判上の文書であって請求国の関係当局への出頭を求めるものに従わない者は、当該文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十九条　情報の提供

1　両締約国は、事前の要請がない場合においても、自国の法令が認める範囲内で、刑事に関する情報を相互に提供することができる。

2　情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国による当該情報の使用について条件を付すことができる。この場合において、情報を提供する締約国は、情報を受領する締約国に対し、提供される情報の性格及び付される条件について事前に通報する。情報を受領する締約国は、当該条件に合意する場合には、これに従う。

第二十条　認証

いずれか一方の締約国がこの条約に従って送付する書類であって、当該締約国の権限のある当局又は中央当局の署名又は押印によって証明されているものは、認証その他の証明なしに、他方の締約国によって受領される。被請求国は、請求国の要請があるときは、自国の法令に反しない限りにおいて、共助の請求に示された他の様式により、この条約に従って送付する書類を認証することができる。

第二十一条　他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他の適用可能な国際協定又は適用可能な自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十二条　協議

1　両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議するものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2　両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十三条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十四条　効力発生及び終了

1　この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求（請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　この条約は、両締約国の間の書面による合意によって改正することができる。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告を受領した日の後百八十日目の日に効力を生ずる。

5　この条約の終了は、この条約の終了の日までに請求された共助を実施しない理由としてはならない。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十一年十一月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語、ベトナム語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
　山田滝雄
ベトナム社会主義共和国のために
　レー・ミン・チー

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正